

○議長（茅沼隆文）

次に日程第3 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

それでは、報告第11号をご覧ください。

報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年改正条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成30年10月9日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年10月9日、開成町長、府川裕一。

町は、公益社団法人開成町シルバー人材センター派遣職員による草刈り作業中に起こした事故により物件に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額。金15万7,032円

2、損害賠償の相手方。神奈川県小田原市飯田岡の在住の方でございます。詳しい番地、氏名については、個人情報のため、差し控えさせていただきます。

本事故の概要ですが、参考のとおり、平成30年8月27日午前10時頃、開成町780番地、中家村公園駐車場内において、公益社団法人開成町シルバー人材センター派遣職員による草刈り作業中に、使用機材の草刈り機により小石等が飛散し、駐車場に停車していた自動車のリアガラスに接触し、全損させたものでございます。

次のページの資料1に公園の位置図、駐車場の付近図、その次のページの資料2に被災車両の破損状況の写真を添付してございます。事故のときに乗車していた方はおられませんので、幸いなことに怪我人等はありませんでした。その後、凡例等に基づき過失割合、町が10、相手は0ということで示談が成立し、損害賠償の額が確定したため、町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）第1号の法律上町の義務に属する損害賠償の額について、1件50万円以内のものを定めることに基づき、専決処分を行ったものでございます。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番山田貴弘です。

この度の専決処分ということで、内容については理解したのですが、専決処分事項、町長の専決処分に関する条例について、先ほど課長のほうから、条文を読みあげたと思います。法律上、町の義務に属する損害賠償の額について、ということで、公益法人開成町シルバー人材センター派遣職員によるということで、この業務についての雇用関係というのですか。どういう状況の中で、この作業を依頼しているのか、もう少し詳しく教えてもらえば、簡単に言えば請負なのか、時給でやらせているのか、そこら辺、契約状況がどうなっているのか、御報告お願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

まず、シルバー人材センターの派遣業務ということについては、従来、請負ですとか、委託契約ということでございましたけれども、厚生労働省等の雇用の安定等に関する法律の改正によりまして、一般の労働者、派遣業務がシルバー人材センターについては、行われるようになったと。それに合わせて、開成町におきましても、派遣業務という形の中で基本契約書等結んでおりまして、いわゆる派遣ということだと、時間給という形の中で指定された契約の時間内に労働者を派遣いただきまして、開成町のほうの監督指揮のもと、作業を行っていただくと。その、実務については、時間等、月締めで集計したのち、契約の時間給において、支払いしているという流れになってございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

法律の改正により、そのような契約をしているということでは、存じていたところなんです、これは仮に請負契約、入札なんかで随にしる、指名競争入札にしる、そこで落とした案件については、そのときはそこでの損害補償という解釈で良いのか、確認をさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えいたします。

まず今回、シルバーの派遣ということについて、この契約については、町のほうが監督指揮ということですので、責任等については、まずは町のほうが請負っていくと。町のほうが果たさなければいけないという状況になります。

その上で、それ以外の部分でいうと、従来の委託契約という形になりますと、やはり、請負者よりシルバーのほうが、まず事故が起きた場合についてはまず一義的な対応になる部分があるのかなど。ただ、委託先というか、委託元というのは町がごさいますので、いろいろな部分で、またいろんなものがございましたら、シルバーと併せまして町のほうでも対応する部分というのは発生する可能性がありますけれども。

委託等につきましては、請負われたシルバーのほうが、まずは対応するかなというような、ちょっと違いがあると思います。

○議長（茅沼隆文）

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

そうすると、今回の件もそうなんですけれども、今後の課題とすれば、指揮命令がどういう系統になるのかというところが、というのが大変重要になってくるかと思うのですよ。仕事はやらせました。でも、監督指揮はシルバーでやっているという、責任のある程度の明確さというものを、求めていかないと、やはり損害が起きたときにその都度専決処分により、処分していくというの、いかなものかなとなりますので、今後の課題として、そこら辺の作業日報は毎日出しているのかは分からないですけれども、そこら辺、もう少し踏み込んだ中での、監視下というのですか、管理下に置くようなシステムというのをさらに充実させていく必要があるのかなと感じていますので、そこら辺、補強した中で、シルバー人材の仕事の確保をした上で、作業に入っていただきたいなと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ありますか。

6番、菊川議員

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。

関連で質問いたします。

今回の事案についてであります、この契約の仕方なんですけれども、事故が発生した場合は町が補償しますというような、そういう体制の発注をされているのかどうか。それは、今年1年に限ったことか。それとも、シルバーに発注する以上、町がそういう形で管理していくのか、そここのところが、ちょっとお聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

まず、労働者派遣契約については、平成27年から、草刈り業務を中心とした中で行っているところでございます。こちらについては、引継ぎ、いろいろな部分で

町民のニーズ等は柔軟に対応していきたいという部分がございますので、続けていきたいというものがございます。

それ以外の部分で、従来から行っております委託契約、例えば、公園のごみ拾いですとか、いろいろな部分については、それはまた、契約形態としては、委託業務という中でまた引き続き、シルバー人材センターと調整した中でやっていきたいと考えてございます。

ただ、労働者派遣業務という部分や、監督指揮命令が町に属するということがございますので、こちらについては日々、業務にあたっていただく前には必ず街づくり推進課の窓口のほうにお越しをいただきまして、本日も行っていただく業務内容、それに対して、注意しなければいけない事項等を確認した上で、作業を行っていただく、その終わったのちについては、また改めて、街づくり推進課のほうに、お越しをいただいて、終了時間、作業内容等の確認をした上で、やっていくというところで、しっかりと指揮、監督等のことを含めて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

6番、菊川議員

○6番（菊川敬人）

労働者派遣業務については、町が窓口になっているということで、ありますが、これは特に、現場に赴いて監督しなければいけないということはなかろうと思うのですが、その辺のところを、シルバー人材センターとどういう形で意思疎通をされているか。特に町は立ち会わないけれども、お願いしますよ、という形だと思うのですが、そのところをもう少し、はっきりしたいとほうが良いんじゃないかなと思うのですけれども。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

日々の作業については、先ほど申したとおり、はじめる前に、窓口のほうで業務内容等は確認してございます。ただ、毎回同じ場所にいるわけではなくて、やっぱり状況によっては新しくいかなければいけないとか、いろいろな部分がある。また作業が変わるといってもございますが、そういった場合に関しては、もちろんまちの職員も現場に赴きまして一緒に状況を確認する、こうやったものを、次からこうしていこうと、抽象的で申し訳ないのですけれども、そういった作業内容についても、現場で確認しているというところもございます。

また、先ほどその、安全管理という部分もございますので、通常やっていただいている中でも、こちら町職員のほうでも、いろいろな現場に行く際ですとか、いろいろな部分におきまして、シルバーが単独で行っている作業については、状況を確認するという中で、毎日確認しておりますその安全措置、確認についても履行され

ているのかの確認等もしているところです。

また、合わせまして、今回の事故を受けまして、シルバー事務局の方とは深く、話し合いをしました。その中で、町だけでそういったことではなくて、やはり派遣元そういうことでは、いろいろ対応を図っていききたいという御意見を聞いておりまして、やはりシルバーの事務局のほうでも、そういった履行状況ですとか、安全教育についてはさらに徹底していくというような形の中で、再発防止に努めているというところがございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

6番、菊川議員

○6番（菊川敬人）

もう一つ、お伺いします。

これ、事故が発生して以後、どのような対策を取られたかという現状、現在どのような形で進めているか、変更された点で結構ですから、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

事故を受けての対策ということでございます。まず1点目、大きくはやはり個別の職員については、厳重に注意というようなことを、まず行いました。それに合わせて安全対策の教育という部分ではちょっと時間をいただきまして、派遣をいただいた時間の中で、そういった注意ですとか、教育等を行っている、というところがございます。

その上で、ちょっと先ほど申しあげましたけれども、やはりその日々確認している安全対策、履行内容についての徹底ということでは、周辺にはしてはございませんけれども、ある一定の部分の間隔を置いた中で、その現場でシルバーの状況を町職員が確認をして、きちんと履行できているかの確認をしているというのが、新たに対策として行ったところがございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございますか。

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

シルバーのほうからの情報でございます。

確認をさせていただきまして、今、街づくり推進課長のほうから、町のほうの対策ということで、申しあげたとおりでございますが、シルバー側のほうでも、特別安全教育の実施、草刈り機の取り扱いの徹底ですとか、安全教育の実施等を行われたり、また、草刈り実施基準というのを設けられまして、その基準の表を現場のほ

うに持ち込むと、それから、安全。遮蔽板という石が飛んできてそれが跳ね返せるような、そういう板の設置を行うことを徹底するというような話を伺っています。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで、報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）の報告を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時23分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員